

令和3年10月 適正化巡回指導項目別調査結果

区分	重点	調査事項	指導件数	(否)件数	(否)割合(%)
I. 事業計画等	1	主たる事務所及び営業所の名称、位置に変更はないか。	86	2	2.3
	2	営業所に配置する事業用自動車の種別及び数に変更はないか。	88	0	0
	3	自動車車庫の位置及び収容能力に変更はないか。	88	1	1.1
	4	乗務員の休憩・睡眠施設の位置、収容能力は適切か。	86	1	1.2
	5	乗務員の休憩・睡眠施設の保守、管理は適正か。	86	1	1.2
	6	届出事項に変更はないか(役員・社員・特定事業者に係る運送の需要者の名称変更等)。(本社巡回に限る。)	37	0	0
	7	自家用貨物自動車の違法な営業類似行為(白トラの利用等)はないか。	85	0	0
	8	名義貸し、事業の貸渡し等はないか。	85	0	0
II. 帳票類の整備、報告等	1	事故記録が適正に記録され、保存されているか。	52	0	0
	2	自動車事故報告書を提出しているか。	10	0	0
	3	運転者台帳が適切に記入等され、保存されているか。	86	1	1.2
	4	車両台帳が整備され、適切に記入等されているか。	85	1	1.2
	5	事業報告書及び事業実績報告書を提出しているか(本社巡回に限る。)。	37	0	0
III. 運行管理等	1	運行管理規程が定められているか。	85	1	1.2
	○ 2	運行管理者が選任され、届出されているか。	84	0	0
	3	運行管理者に所定の講習を受けさせているか。	80	4	5
	4	事業計画に従い、必要な運転者を確保しているか。	85	0	0
	○ 5	過労防止を配慮した勤務時間、乗務時間を定め、これを基に乗務割りが作成され、休憩時間、睡眠のための時間が適切に管理されているか。	92	17	18.5
	6	過積載による運送を行っていないか。	85	0	0
	○ 7	点呼の実施及びその記録・保存は適正か。	95	8	8.4
	8	乗務等の記録(運転日報)の作成・保存は適正か。	92	1	1.1
	9	運行記録計による記録及びその保存・活用は適正か。	84	1	1.2
	10	運行指示書の作成、指示、携行、保存は適正か。	36	2	5.6
	○ 11	乗務員に対する輸送の安全確保に必要な指導監督を行っているか。	94	2	2.1
	○ 12	特定の運転者に対して特別な指導を行っているか。	63	17	27
	○ 13	特定の運転者に対して適性診断を受けさせているか。	62	6	9.7
IV. 車両管理等	1	整備管理規程が定められているか。	83	1	1.2
	○ 2	整備管理者が選任され、届出されているか。	83	0	0
	3	整備管理者に所定の講習を受けさせているか。	79	3	3.8
	4	日常点検基準を作成し、これに基づき点検を適切に行っているか。	85	1	1.2
	○ 5	定期点検基準を作成し、これに基づき、適正に点検・整備を行い、点検整備記録簿等が保存されているか。	92	8	8.7
V. 労基法等	1	就業規則が制定され、届出されているか。	73	0	0
	2	36協定が締結され、届出されているか。	86	1	1.2
	3	労働時間、休日労働について違法性はないか(運転時間を除く)。	86	0	0
	○ 4	所要の健康診断を実施し、その記録・保存が適切にされているか。	88	2	2.3
VI. 法定福利	1	労災保険・雇用保険に加入しているか。	84	0	0
	2	健康保険・厚生年金保険に加入しているか。	84	1	1.2
VII. 運輸安全マネジメント	1	運輸安全マネジメントの実施は適切か。	85	0	0

巡回種別／評価区分	A	B	C	D	E	その他	合計
通常	49	27	4	1	0	0	81
新規(新規参入)	0	0	0	0	0	0	0
新規(新設営業所)	3	1	0	0	0	0	4
特別(労基通報による乗務時間調査)	0	0	0	0	0	1	1
特別(支局監査後の改善確認)	0	0	0	0	0	9	9
個別(5両未満の靈柩事業者)	0	0	0	0	0	0	0
合計	52	28	4	1	0	10	95
比率	55%	29%	4%	1%	0%	11%	100%